

平成16年度所管公益法人立入検査実施状況
主な指摘事項及び改善内容

(別紙)

主な指摘内容 (法人運営面)	改善内容 (法人運営面)
<ul style="list-style-type: none"> ・各種規程が未整備である (組織規程、会計処理規程、事務処理規程、公印管理規程等が未整備である) ・情報公開が不十分である (情報公開規定がない、ホームページが未開設である) ・同一業界関係者理事が占める割合が理事現在数の1/2以上となっている ・主務官庁への登記完了等の届出、事業状況の報告等が速やかになされていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかに整備するよう指導 ・定款・寄附行為に規定を設けると共にホームページ開設を指導 ・速やかに是正するよう指導 ・速やかに行うよう指導
主な指摘内容 (事業実施面)	改善内容 (事業実施面)
<ul style="list-style-type: none"> ・公益事業費が総支出額の1/2以下となっており、公益事業の比率が低い 	<ul style="list-style-type: none"> ・公益性の高い事業の付加について検討するよう指導
主な指摘内容 (財務会計面)	改善内容 (財務会計面)
<ul style="list-style-type: none"> ・内部留保が事業費 + 管理費 + 固定資産取得費の30%以上となっている ・公益法人会計基準が適用されていない 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部留保にせず、公益事業に付加するよう指導 ・公益法人会計基準を適用するよう指導

本結果は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日 閣議決定)」等において示されている方向に合致しているかどうかにより、未達成の事項につき指摘を行ったものである。